

【個人用】

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告について

私は、直近の確定申告期限（原則として3月15日）に係る年分の所得税及び復興特別所得税について、事業の開業前であったこと等により納付すべき額がないなど、申告義務がない場合に該当するため、当該年分に係る確定申告書を所轄税務署に提出しておりません。

年 月 日

所在地

氏 名